

道路の構造の技術的基準を定める規則	道路構造令
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年山口県条例第52号）第二条の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p>	<p>(この政令の趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術基準（都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。</p>
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。</p> <p>五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。</p> <p>六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。</p> <p>七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。</p> <p>八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。</p> <p>九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。</p> <p>十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方の余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方の余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。</p> <p>十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十五 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設をいう。</p> <p>十六 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十七 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。</p> <p>十八 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。</p> <p>十九 地方部 都市部以外の地域をいう。</p> <p>二十 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。</p> <p>五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。</p> <p>六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。</p> <p>七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。</p> <p>八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。</p> <p>九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。</p> <p>十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。</p> <p>十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十五 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。</p> <p>十六 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。</p> <p>十七 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十八 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路</p>

等を勘案して、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに知事が定める自動車の日交通量をいう。

二十一 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

二十二 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

2 この規則における道路の区分については、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）第三条に定めるところによる。

十九 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。

二十 地方部 都市部以外の地域をいう。

二十一 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、国土交通省令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。

二十二 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

二十三 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

※道路構造令施行規則

（計画交通量）

第一条 道路構造令（以下「令」という。）第二条第二十一号の国土交通省令で定めるものは、高速自動車国道、一般国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団が新設し、若しくは改築する道路（一般国道を除く。）にあつては、国土交通大臣、その他の道路にあつては当該道路の道路管理者とする。

2 令第二条第二十一号に規定する計画交通量は、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定めるものとする。

（道路の区分）

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域 高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部
	高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種
その他の道路	第3種	第4種

2 第1種の道路は、第一号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、第2種の道路は、第二号の表に定めるところにより第1級又は第2級に、第3種の道路は、第三号の表に定めるところにより第1級から第5級までに、第4種の道路は、第四号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級、第2種第2級、第3種第5級又は第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

一 第1種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)			
		30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000未満
高速自動車国道	平地部	第1級	第2級		第3級
	山地部	第2級	第3級		第4級
高速自動車国道 以外の道路	平地部	第2級		第3級	
	山地部	第3級		第4級	

二 第2種の道路

道路の種類	道路の存する地区	大都市の都心部 以外の地区	大都市の都心部
	高速自動車国道	第1級	
	高速自動車国道以外の道路	第1級	第2級

三 第3種の道路

道路の種類	道路の存する 地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)		20,000以上			4,000以上 20,000未満		1,500以上 4,000未満		500以上 1,500未満		500未満	
		一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級								
		山地部	第2級	第3級	第4級									
都道府県道	平地部	第2級			第3級									
	山地部	第3級			第4級									
市町村道	平地部	第2級			第3級		第4級		第5級					
	山地部	第3級			第4級			第5級						

四 第4種の道路

道路の種類	計画交通量 (単位 1日につき台)		10,000以上		4,000以上 10,000未満		500以上 4,000未満		500未満		
	一般国道		第1級		第2級		第3級		第4級		
都道府県道		第1級		第2級		第3級					
市町村道		第1級		第2級		第3級		第4級			

3 前二項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行なうものとする。

4 第1種、第2種、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第1種、第2種、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路（第四項に規定する小型自動車等（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分を含む。以下同じ。）とに区分するものとする。

（高速自動車国道及び一般国道の構造の技術的基準）

第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は次条から第四十条までに定めるところによる。

(設計車両)

第四条 道路の設計にあたっては、第1種、第2種、第3種第1級又は第4種第1級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によって支えられるものをいう。以下同じ。）が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車（以下「設計車両」という。）の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

設計車両	諸元(単位メートル)	長さ	幅	高さ	前端オーバーハング	軸距	後端オーバーハング	最小回転半径
小型自動車		四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
小型自動車等		六	二	二・八	一	三・七	一・三	七
普通自動車		一・二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一・二
セミトレーラ連結車		一六・五	二・五	三・八	一・三	前軸距 四 後軸距 九	二・二	一・二

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 前端オーバーハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
 二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
 三 後端オーバーハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

(車線等)

第三条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

- 一 副道
- 二 停車帯
- 三 交差点
- 四 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 五 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 六 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 七 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 計画交通量が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分			設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		平地部	13,000
第4級	平地部	13,000	
	山地部	9,000	

(車線等)

第五条 車道（副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分は除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級の道路にあつては、この限りでない。

※道路構造令施行規則

(車線により構成されない車道の部分)

第二条 令第五条第一項の国土交通省令で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		平地部	13,000
第4級	平地部	13,000	
	山地部	9,000	

第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
山地部		6,000	
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

備考
 交差点の多い第4種の道路の設計基準交通量は、この表の設計基準交通量に0.8を乗じて得た値とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は2以上とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分			1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)	
第1種	第2級	平地部	12,000	
		山地部	9,000	
	第3級	平地部	11,000	
		山地部	8,000	
	第4級	平地部	11,000	
		山地部	8,000	
第2種	第1級		18,000	
	第2級		17,000	
第3種	第2級	平地部	9,000	
		山地部	7,000	
	第3級	平地部	8,000	
		山地部	6,000	
	第4級	山地部		5,000
第4種	第1級		12,000	
	第2級		10,000	
	第3級		10,000	

備考
 交差点の多い第4種の道路の1車線当たりの設計基準交通量は、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じて得た値とする。

第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
山地部		6,000	
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの及び第3種第5級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第1級	平地部	12,000
	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
山地部		8,000	
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第1級	平地部	11,000
	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えて得た値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じて得た値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2級	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十三条の規定により車道に狭窄部きやくぶを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第四条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数^{すう}が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第1級若しくは第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)	
第1種	第1級		3.5
	第2級		
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
小型道路		3	
第2級	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
第4級		2.75	
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第六条 第1種、第2種又は第3種第1級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数^{すう}が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の右段に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	—
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同欄の右段に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	—
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	—
	第2級		
	第3級		

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第1級	4.5	2
	第2級		
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第1級	1.75	1
	第2級		
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第1級	0.75	0.25
	第2級		
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第五条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第六条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の右段に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)		
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	—
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	—
第2種		普通道路	1.25	—
		小型道路	1	—
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	—
	第5級	0.5	—	
第4種		0.5	—	—

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同欄の右段に掲げる値まで縮小することができる。

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第七条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第八条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)		
第1種	第1級及び第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	—
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	—
第2種		普通道路	1.25	—
		小型道路	1	—
第3種	第1級	普通道路	1.25	0.75
		小型道路	0.75	—
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	—
	第5級	0.5	—	
第4種		0.5	—	—

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	—
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	—

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級 及び 第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種	普通道路	0.75	
	小型道路	0.5	
第3種		0.5	
第4種		0.5	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、同項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、普通道路にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同欄の右段に掲げる値とすることができる。

自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	—
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	—

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第1級 及び 第2級	普通道路	1.25	
		小型道路	0.75	
	第3級 及び 第4級	普通道路	0.75	
		小型道路	0.5	
第2種	普通道路	0.75		
	小型道路	0.5		
第3種			0.5	
第4種			0.5	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第1級又は第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路又は第3種第1級の小型道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「1.25」とあり、及び「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	—
	第2級		

- 1 0 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 1 1 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の右欄又は第4項の表の右欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

区分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第1級	0.75	0.5
	第2級		
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

- 1 0 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 1 1 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

- 第七条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(停車帯)

- 第九条 第4種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第九条の二 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

- 第八条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

- 第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第九条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。</p> <p>3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第十条の二 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。</p> <p>3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>
<p>(歩道)</p> <p>第十条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>(歩道)</p> <p>第十一条 第4種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第3種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>
<p>(歩行者の滞留の用に供する部分)</p> <p>第十一条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p>	<p>(歩行者の滞留の用に供する部分)</p> <p>第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p>
<p>(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)</p> <p>第十二条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。</p>	<p>(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)</p> <p>第十一条の三 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。</p>
<p>(植樹帯)</p> <p>第十三条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。</p>	<p>(植樹帯)</p> <p>第十一条の四 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

- 一 景勝地を通過する幹線道路の区間
- 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

- 一 都心又は景勝地を通過する幹線道路の区間
- 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

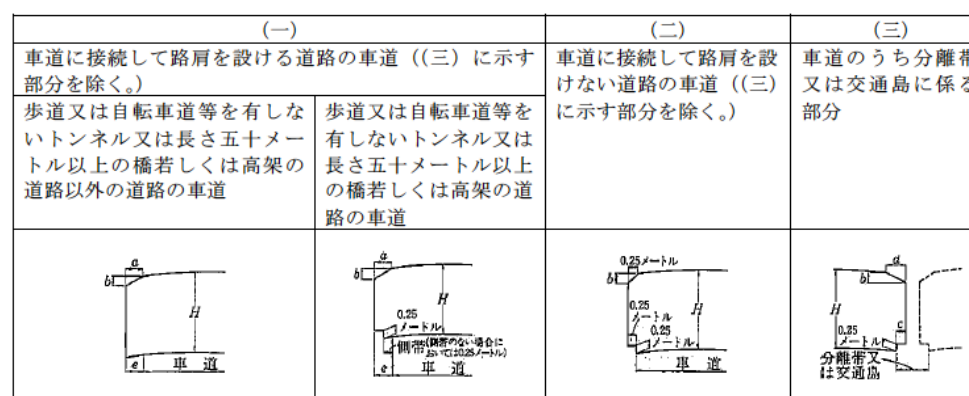
4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）

にあつては第2図に示すところによるものとする。

第一図



この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル（大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行き交うことができる道路があるときは、三メートル）まで縮小することができる。

a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。）、小型道路にあつては〇・五メートル

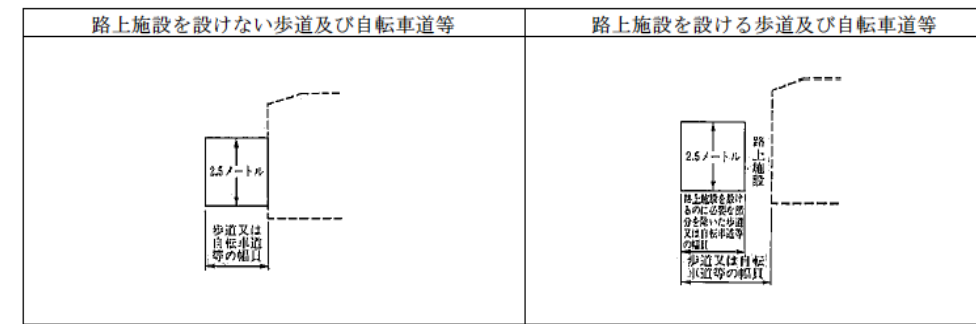
b 普通道路にあつてはH（三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。）から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル

c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは〇・二五メートル、dは〇・五メートル

区	分	c (単位 メートル)	d (単位 メートル)
第一種	第一級	普通道路	—
		小型道路	〇・五
	第二級	普通道路	—
		小型道路	〇・五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	普通道路	〇・七五	
	小型道路	〇・五	
第三種		〇・二五	〇・五
第四種		〇・二五	〇・五

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第二図



(設計速度)

第十四条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄の右段に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 キロメートル毎時)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60,50又は40	30
	第4級	50,40又は30	20
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60,50又は40	30
	第3級	50,40又は30	20
	第4級	40,30又は20	—

2 副道の設計速度は、40キロメートル毎時、30キロメートル毎時又は20キロメートル毎時とする。

(車道の屈曲部)

第十五条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第三十三条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(設計速度)

第十三条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第1種第4級の道路を除き、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第1級	120	100
	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
	第3級	60,50又は40	30
	第4級	50,40又は30	20
	第5級	40,30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60,50又は40	30
	第3級	50,40又は30	20

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十四条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第三十一条の二の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十六条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の右段に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

(曲線部の片勾配)

第十七条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、それぞれ同表の右欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分			最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種 及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が 甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第十八条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第十九条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

(曲線半径)

第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
120	710	570
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

(曲線部の片勾配)

第十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種 及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が はなはだしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第十七条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第十八条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合にあっては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
120	100
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第二十条 視距は、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	視距(単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(視距等)

第十九条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
120	210
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十一条 車道の縦断勾配は、次の表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄の左段に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄の右段に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度 (単位 キロメートル毎時)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
		左段	右段
第1種、第2種 及び第3種	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
		左欄	右欄
第1種、第2種 及び第3種	120	2	5
	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
20	9	12	

第4種	小型道路	100	4	6
		80	7	—
		60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—
	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
	小型道路	20	9	11
		60	8	—
		50	9	—
40		10	—	
30		11	—	
20	12	—		

第4種	小型道路	120	4	5
		100		6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
		60	8	
小型道路	50	9		
	40	10		
	30	11		
	20	12		
	60	8		

(登坂車線)

第二十二条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が100キロメートル毎時以上であるものにおいては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(登坂車線)

第二十一条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにおいては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十三条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表の左欄に掲げる設計速度及び同表の中欄に掲げる縦断曲線の曲線形に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が60キロメートル毎時である第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000

(縦断曲線)

第二十二条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
120	凸形曲線	11,000
	凹形曲線	4,000
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000

50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第二十四条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができる構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
120	100
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十五条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の左欄に掲げる路面の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上
	2以下
その他	3以上
	5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十六条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が30キロメートル毎時又は20キロメートル毎時の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	合成勾配(単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

- 2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十七条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十八条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(横断勾配)

第二十四条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上
	2以下
その他	3以上
	5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十五条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
120	10
100	
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

- 2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十六条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十七条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第二十九条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合には、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、**第三条から第六条まで、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条並びに政令第十二条**の規定は、適用しない。

(立体交差)

第二十八条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合には、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、**第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十五條**の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第三十条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、45度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が**極めて**少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 **見通し**区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて**見通す**ことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、**次の表の左欄に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度**に応じ、**それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とすること**。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が**極めて**少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 キロメートル毎時)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上 70未満	160
70以上 80未満	200
80以上 90未満	230
90以上 100未満	260
100以上 110未満	300
110以上	350

(鉄道等との平面交差)

第二十九条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、45度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が**きわめて**少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 **見とおし**区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて**見とおす**ことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における**鉄道等**の車両の最高速度に応じ、**次の表の右欄に掲げる値以上とすること**。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び**鉄道等**の運転回数が**きわめて**少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見とおし区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上 70未満	160
70以上 80未満	200
80以上 90未満	230
90以上 100未満	260
100以上 110未満	300
110以上	350

(待避所)

第三十一条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(待避所)

第三十条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、**待避所**を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

<p>一 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>三 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p>	<p>一 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。</p> <p>三 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p>
<p>(交通安全施設)</p> <p>第三十二条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止め、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※道路構造令施行規則</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第三条 令第三十一条の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 駒止</p> <p>二 道路標識</p> <p>三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p> </div>
<p>(凸部、狭窄部等)</p> <p>第三十三条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。</p>	<p>(凸部、狭窄部等)</p> <p>第三十一条の二 主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。</p>
<p>(乗合自動車の停留所に設ける交通島)</p> <p>第三十四条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。</p>	<p>(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)</p> <p>第三十一条の三 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。</p>
<p>(自動車駐車場等)</p> <p>第三十五条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。</p>	<p>(自動車駐車場等)</p> <p>第三十二条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p>
<p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第三十六条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設又は雪崩防止施設を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。</p>	<p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第三十三条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※道路構造令施行規則</p> <p>(防雪施設)</p> <p>第四条 令第三十三条第一項の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 吹きだまり防止施設</p> <p>二 なだれ防止施設</p> </div>
<p>(トンネル)</p> <p>第三十七条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。</p> <p>2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、</p>	<p>(トンネル)</p> <p>第三十四条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。</p> <p>2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、</p>

<p>通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第三十八条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。</p> <p>2 橋等は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分な構造とするものとする。</p>	<p>通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第三十五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。</p> <p>2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を245キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。</p> <p>3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を30キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※道路構造令施行規則</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分安全なものとならなければならない。</p> </div>
<p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第三十九条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第三条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条及び前条並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定（第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十三条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>
<p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第四十条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第七条第一項、第九条第三項、第十条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十八条第三項、第三十一条並びに第三十三条並びに政令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。</p>	<p>(区分が変更される場合の特例)</p> <p>第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十七条第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第四項ただし書並びに第十二条中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「左欄に掲げる値」とあるのは「左欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と読み替えるものとする。</p>

(小区間を改築する場合の特例)

第四十一条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、**第三条**、**第四条**第四項から第六項まで、**第五条**、**第七条**、**第八条**第三項、**第九条**第二項及び第三項、**第十条**第三項及び第四項、**第十三条**第二項及び第三項、**第十六条**から**第二十三条**まで、**第二十四条**第三項並びに**第二十六条**の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて**第三条**、**第四条**第四項から第六項まで、**第五条**、**第六条**第二項、**第七条**、**第八条**第三項、**第九条**第二項及び第三項、**第十条**第三項及び第四項、**第十三条**第二項及び第三項、**第二十条**第一項、**第二十二条**第二項、**第二十四条**第三項、次条第一項及び第二項並びに**第四十三条**第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、**第五条**、**第六条**第四項から第六項まで、**第七条**、**第九条**、**第九条**の二、**第十条**第三項、**第十条**の二第二項及び第三項、**第十一条**第三項及び第四項、**第十一条**の四第二項及び第三項、**第十五条**から**第二十二条**まで、**第二十三条**第三項並びに**第二十五条**の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて**第五条**、**第六条**第三項から第五項まで、**第七条**、**第八条**第二項、**第九条**、**第九条**の二、**第十条**第三項、**第十条**の二第二項及び第三項、**第十一条**第三項及び第四項、**第十一条**の四第二項及び第三項、**第十九条**第一項、**第二十一条**第二項、**第二十三条**第三項、次条第一項及び第二項並びに**第四十条**第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十二条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方**余裕**を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、**政令第三十九条**第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、**第三条**から**第四十条**まで及び**前条**第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、**第十一条**を除く。）並びに**政令****第三条**、**第四条**、**第十二条**及び**第三十五条**第二項から**第四項**までの規定は、適用しない。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第三十九条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、**次項**の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 **自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。**

The diagram consists of a vertical double-headed arrow on the left side of a rectangular box. The arrow is labeled '2.5メートル'. The rectangular box is labeled '自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路 (路上施設を設けるのに必要な部分を除く。)'.

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

6 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、**第三条**から**第三十七条**まで及び**前条**第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、**第十一条**の二を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十三条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、**政令****第四十条**第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければなら

(歩行者専用道路)

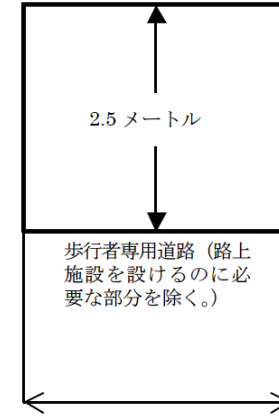
第四十条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、**次項**の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の建築限界は、**次の図に示すところによるものとする。**

ない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十条まで、第十二条から第四十条まで及び第四十一条第一項並びに政令第三条、第四条、第十二条並びに第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。



4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 歩行者専用道路については、第三条から第十一条まで、第十一条の三から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。

(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等)

第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「左欄に掲げる値」とあるのは「左欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあっては、一時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。